

【介護予防支援】 自主点検表

点検年月日	平成 年 月 日
事業所番号	
事業所名	
所在地	
記入者氏名・職名	

【記入について】

- ・指定介護予防支援事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認する際には、関係法令等も併せて参照してください。
- ・「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○か×を記入してください。

【根拠となる基準等について】

- ・法・・・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- ・施行規則・・・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- ・市予防条例・・・草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第17号）
- ・平18厚告129・・・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
<p>第1の1 基本方針 〈法第115条の23 第1項〉</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われているか。 ◆市予防条例第3条</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行っているか。 ◆市予防条例第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう公正中立に行っているか。 ◆市予防条例第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めているか。 ◆市予防条例第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか。</p> <p>※点検月の利用者数 年 月： 人</p>
<p>第1の2 人権の擁護及び虐待の防止</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆市予防条例第32条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>責任者等体制【有・無】 研修等実施【有・無】</p>
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。 ◆市予防条例第2条第1項第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆市予防条例第2条第1項第3項</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 〈法第115条の24 第1項〉 1 従業者</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該指定に係る事業所ごとに、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。 ◆市予防条例第4条</p>	<p>適・否</p>	<p>※集団指導資料「指定介護予防支援に係る留意事項について」の「指定介護予防支援に係る事務の取扱いについて」の2を参照</p> <p>介護支援専門員を配置した場合や離職した場合、変更した日から10日以内に、介護保険課に変更届を提出しているか。</p>
<p>2 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。 ◆市予防条例第5条</p>	<p>適・否</p>	<p>氏名： () 職種： () 兼務する職： () 管理者を変更した場合、変更した日から10日以内に介護保険課に変更届出書を提出しているか。</p>
<p>第3 運営に関する基準 〈法第115条の24 第2項〉</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ている</p>	<p>適・否</p>	<p>最新の重要事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
1 内容及び手続の説明及び同意	か。 ◆市予防条例第6条 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ指定介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得ているか。 ◆市予防条例第6条第2項		★苦情申立窓口に以下の記載の漏れがないか <input type="checkbox"/> 担当地域に係る市役所（介護保険課） <input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会 ★運営規程と不整合ないか。 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 担当地域
2 提供拒否の禁止	<input type="checkbox"/> 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。 ◆市予防条例第7条	適・否	事例【有・無】あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第8条	適・否	事例【有・無】あればその理由
4 受給資格等の確認	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。 ◆市予防条例第9条	適・否	
5 要支援認定の申請に係る援助	<input type="checkbox"/> 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。 ◆市予防条例第10条 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆市予防条例第10条第2項 <input type="checkbox"/> 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には、なされるよう、必要な援助を行っているか。 ◆市予防条例第10条第3項	適・否	
6 身分を証する書類の携行	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者は、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ◆市予防条例第11条	適・否	実物を確認
7 利用料等の受領	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ◆市予防条例第12条	適・否	
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<input type="checkbox"/> 提供した指定介護予防支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 ◆市予防条例第13条	適・否	償還払い事例【有・無】あれば控え又は様式確認
9 指定介護予防支援の業務の委託	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の一部を委託する場合は、以下の各号に掲げる事項を遵守しているか。 ◆市予防条例第14条 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。 (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 (3) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 (4) 委託する居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第1の基本方針、第2の人員に関する基準及び第4の介護予防のための効果的な支援の方法の規定を遵守	適・否	※集団指導資料「指定介護予防支援に係る留意事項について」の「指定介護予防支援に係る事務の取扱いについて」の3、4を参照。 ★指定介護予防支援委託（変更）届出書を介護保険課に提出しているか。 【はい・いいえ】 ★委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>するよう措置させなければならない。</p>		<p>書で介護予防支援の実施を依頼しているか。 【はい・いいえ】 ★委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問しているか。 【はい・いいえ】 ★委託を受けた指定居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画原案の確認 【している・していない】 ★サービス担当者会議に同席するよう努めているか。 【はい・いいえ】 ★介護予防サービスの評価の確認 【している・していない】</p>
<p>10 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p><input type="checkbox"/> 毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。 ◆市予防条例第15条</p> <p><input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。 ◆市予防条例第15条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>給付管理票</p>
<p>11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付</p>	<p><input type="checkbox"/> 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 ◆市予防条例第16条</p>	<p>適・否</p>	<p>事例【有・無】</p>
<p>12 利用者に関する市町村への通知</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ◆市予防条例第17条</p> <p>(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>事例【有・無】</p>
<p>13 管理者の責務</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業員の管理、指定介護予防支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ◆市予防条例第18条</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業員に本主眼事項第3「運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆市予防条例第18条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が状況を把握できているか（質問に答えられるか）</p>
<p>14 運営規程</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ◆市予防条例第19条</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) その他運営に関する重要事項</p>	<p>適・否</p>	<p>変更ある場合、変更届提出済みか <input type="checkbox"/> 担当地域（学区）記載はあるか ★重要事項説明書と不整合ないか <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 担当地域</p>
<p>15 勤務体制の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業員の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>適・</p>	<p>実際に使用中の勤務表確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p style="text-align: right;">◆市予防条例第20条</p> <p>□ 事業所ごとに、当該事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を担当させているか。 ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。 ◆市予防条例第20条第2項</p> <p>□ 介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ◆市予防条例第20条第3項</p>	否	研修実施状況（内部・外部）
16 設備及び備品等	<p>□ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ◆市予防条例第21条</p>	適・否	
17 従業員の健康管理	<p>□ 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 ◆市予防条例第22条</p>	適・否	
18 掲示	<p>□ 当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ◆市予防条例第23条</p>	適・否	掲示でない場合、代替方法確認 苦情対応方法も掲示あるか（窓口として実施地域の市役所・国保連の記載あるか）
19 秘密保持	<p>□ 当該事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ◆市予防条例第24条</p> <p>□ 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第24条第2項</p> <p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆市予防条例第24条第3項</p>	適・否	従業者への周知方法 就業規則等確認 措置内容確認
20 広告	<p>□ 当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 ◆市予防条例第25条</p>	適・否	広告【有・無】 あれば内容確認
21 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p>□ 指定介護予防支援事業者及び当該事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 ◆市予防条例第26条</p> <p>□ 当該事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 ◆市予防条例第26条第2項</p> <p>□ 当該事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 ◆市予防条例第26条第3項</p>	適・否	
22 苦情処理	<p>□ 自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 ◆市予防条例第27条</p> <p>□ 上記の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。→要記録保存 ◆市予防条例第27条第2項</p> <p>□ 自ら提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員</p>	適・否	マニュアル【有・無】 一次窓口確認 事例を記録で確認 あれば処理結果確認 事例【有・無】 直近事例

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市予防条例第27条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村からの求めがあった場合には、上記改善の内容を市町村に報告しているか。 ◆市予防条例第27条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。 ◆市予防条例第27条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。 また、自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市予防条例第27条第6項</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆市予防条例第27条第7項</p>		<p>(年 月)</p> <p>事例【有・無】 直近事例 (年 月)</p>
<p>23 事故発生時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第28条</p> <p><input type="checkbox"/> 上記事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。(→要記録保存) ◆市予防条例第28条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆市予防条例第28条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル【有・無】 従業者への周知方法</p> <p>事例確認</p> <p>賠償保険加入【有・無】 保険名：</p>
<p>24 会計の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 ◆市予防条例第29条</p>	<p>適・否</p>	
<p>25 記録の整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆市予防条例第30条</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第28条第2項各号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しているか。 ◆市予防条例第30条第2項</p> <p>(1)本主眼事項第4の2の13に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2)個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>① 介護予防サービス計画</p> <p>② 主眼事項第4の2の7に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>③ 主眼事項第4の2の9に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>④ 本主眼事項第4の2の14に規定する評価の結果の記録</p> <p>⑤ 本主眼事項第4の2の15に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)本主眼事項第3の12「利用者に関する市町村への通知」に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)本主眼事項第3の22「苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5)本主眼事項第3の23「事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p>	<p>適・否</p>	<p>各項目で確認</p> <p>2年間から5年間に変更になったことに留意(契約書等内の表記にも注意)</p> <p>左記のアからオの記録【有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 〈法第115条の23第1項〉</p> <p>1 指定居宅介護支援の基本取扱方針</p>	<p>□ 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っているか。 ◆市予防条例第31条</p> <p>□ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。 ◆市予防条例第31条第2項</p> <p>□ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ◆市予防条例第31条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>自主点検【有・無】</p>
<p>2 指定介護予防支援の具体的な取扱方針</p>	<p>□ 指定介護予防支援の方針は、本主眼事項第1「基本方針」及び前項「基本取扱方針」に基づき、以下に掲げるところによっているか。 ◆市予防条例第32条</p> <p>(1)管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>(4)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5)担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>(6)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。 ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理</p> <p>(7)担当職員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(8)担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>(9)担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>時期の偏重がないか 必要性に乏しいサービスがないか</p> <p>インフォーマルサービスの内容：例 配食等</p> <p>事業所の選定方法 利用者の選択を求めているか。 遠方の事業所がある場合、選定理由</p> <p>記録があるか。</p> <p>あくまで本人希望優先（安易に家族希望のみ反映させないこと。）</p> <p>目標・支援内容・支援期間が記載されているか。</p> <p>やむを得ない理由がある場合を除き、サービス事業者全員参加が必要</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p> <p>(12) 担当職員は、基準第30条第12号（下記13参照）に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、介護予防サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認しているか。</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者に対して介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも月に1回、聴取しているか。</p> <p>(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下に定めるところにより行っているか。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者宅を訪問し利用者に面接すること。 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合 イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>(18) 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援</p>		<p>やむを得ない理由の場合でも意見照会が必要<要記録書類> ・担当者会議開催記録 ・意見照会結果記録等 やむを得ない理由の確認 文書同意を確認 原案全体についての同意を確認できるか。</p> <p>交付したことが記録で確認できるか。</p> <p>全事業所担当者に交付・説明したことが記録で確認できるか。 ★特に変更時の交付漏れに注意</p> <p>やむを得ない等の理由や事例の確認 介護予防サービス計画案の内容を確認し、介護予防サービス担当者意識や情報の共有を図っているか。 介護予防サービス事業者から月1回の報告を聴取しているか。 利用者宅を訪問する月については、通所・通院時等居宅以外の面接不可 訪問したことが支援経過等記録で確認できるか</p> <p>一件あたりの平均訪問時間 _____ 分</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師との意見を求めているか。</p> <p>(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p> <p>(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p> <p>(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続してその必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。</p> <p>(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p> <p>(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。</p> <p>(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等、連携しているか。</p> <p>(28) 担当者は地域ケア会議から、個別ケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。</p>		<p>主治医指示をどうやって確認しているか <u>指示があったことを記録で確認できるか</u></p> <p>福祉用具貸与が必要な理由の記録確認</p> <p>担当者会議の開催確認 (意見照会は想定されていない)</p> <p>調査票写し確認</p> <p><u>主治医の意見があったことを記録で確認できるか。</u></p> <p>福祉用具貸与と事業者への文書送付を記録で確認</p> <p>福祉用具販売が必要な理由の記録確認</p> <p>事例あるか。</p>
<p>3 介護予防支援の提供に当たっての留意点</p>	<p><input type="checkbox"/> 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように以下に掲げる事項に留意して行っているか。 ◆市予防条例第33条</p> <p>(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p> <p>(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。</p> <p>(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>(5) サービス担当者会議を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によ</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>るサービス等の利用も含めて、介護予防に対する取組を積極的に活用すること。</p> <p>(6)地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>(7)介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。</p> <p>(8)機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。</p>		
<p>第5 基準該当 介護予防支援に 関する基準 1 準用</p>	<p>□ 第1から第4(第25条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。 ◆平18厚令37第32条 H18改定関係Q&A Vol.2 問53 (実際の居住地が遠隔の場合の取扱い) 介護予防支援については、住所地の市町村において指定された介護予防支援事業者において行うことが原則となるが、 ① 当該住所地の市町村が、当該居住地の市町村の指定した介護予防支援事業者との契約により、当該介護予防支援事業者に介護予防支援業務を委託する方法。 ② 当該住所地の介護予防支援事業者が、居宅介護支援事業者への委託を活用し、要支援者の居住地の居宅介護支援事業者に介護予防支援業務を委託する方法などが考えられる。なお、①の方法による場合の費用負担については、両者の契約により行われるものであるが、住所地の市町村により当該介護予防支援に要した費用を負担することが考えられる。 H18改定関係Q&A Vol.3 問20 住所地の市町村が居住地において行われた介護予防支援は、基準該当介護予防支援と認め、特例介護予防サービス計画費(介護保険法第59条)を支給すると考えられる。</p>		
<p>第5 介護予防 給付費の算 定及び取扱 い <法第58条第2項> 1 基本的事項</p>	<p>□ 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成18年3月14日厚生労働省告示第129号の別表「給付費単位数表」により算定されているか。 ◆平18厚告129の- □ 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号(厚生労働大臣が定める1単位の単価を定める件)に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平12厚告129の二 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 □ 上記により当該事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。 ◆平18厚告129の三</p>	<p>適 ・ 否</p>	
<p>2 介護予防支 援費(1月に つき)</p>	<p>□ 利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し給付管理票を提出している当該事業者について、所定単位数を算定しているか。 ◆平18厚告129別表1注1 □ 利用者が月を通じて、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合に、当該月について介護予防支援費を算定していないか。 ◆平18厚告129別表1注2</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>左記事例【有・無】</p>
<p>3 初回加算</p>	<p>□ 事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合、1月につき300単位を加算しているか。 ◆平18厚告129別表0注 H27改定関係Q&A Vol.454 (介護予防の初回加算について 問189 介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合、初回加算は算</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>算定【有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>定できるのか。</p> <p>→ 要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。</p> <p>H21改定関係Q&A Vol.1 (「新規」の考え方)</p> <p>契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該介護予防支援事業所において介護予防支援を提供しておらず、介護予防支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合を指す。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問9</p> <p>(要介護者から要支援者に変更となり、従前の居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて新規に介護予防サービス計画を作成する場合)</p> <p>算定可能である。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問10 (事業所の変更)</p> <p>(介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所の変更)</p> <p>委託された居宅介護支援事業所が変更になっても、当該介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するわけではないので、算定することはできない。</p> <p>(転居等による介護予防支援事業所の変更)</p> <p>転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合については、介護支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算は算定可能である。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問11 (契約継続中で初めての給付管理)</p> <p>「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものであることから、算定可能である。</p> <p>H18改定関係Q&A Vol.2 問12 (契約期間終了の翌日からの再契約)</p> <p>初回加算については、実質的に介護予防支援事業所が、初めて利用者に対する対応を行う際に、その手間を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。</p>		
<p>4 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</p>	<p>□ 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る計画の作成に協力した場合に、所定単位数に加算する。ただし、この場合において、300単位を加算しているか。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。 ◆平18厚告129別表八注</p> <p>◎ 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定できる。 ◆平18留意事項別紙1第2の12(2)</p>	<p>適・否</p>	<p>算定【有・無】</p>